

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1274号)

平成26年8月1日

横情審答申第1274号

平成26年8月1日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成26年4月1日資業第4970号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「1 証拠説明書（1）・乙第1号証の1・乙第1号証の2・乙第1号証の3・乙第2号証・乙第3号証・乙第4号証 2 答弁書 3 第1準備書面 4 証拠説明書（2）・原告による現地検証の結果 5 第2準備書面 6 準備書面（1） 7 証拠説明書（2）・乙第5号証・乙第6号証 8 準備書面（2） 9 第2準備書面 10 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 11 訴状 12 判決」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「1 証拠説明書(1)・乙第1号証の1・乙第1号証の2・乙第1号証の3・乙第2号証・乙第3号証・乙第4号証 2 答弁書 3 第1準備書面 4 証拠説明書(2)・原告による現地検証の結果 5 第2準備書面 6 準備書面(1) 7 証拠説明書(2)・乙第5号証・乙第6号証 8 準備書面(2) 9 第2準備書面 10 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 11 訴状 12 判決」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「1 証拠説明書(1)・乙第1号証の1・乙第1号証の2・乙第1号証の3・乙第2号証・乙第3号証・乙第4号証 2 答弁書 3 第1準備書面 4 証拠説明書(2)・原告による現地検証の結果 5 第2準備書面 6 準備書面(1) 7 証拠説明書(2)・乙第5号証・乙第6号証 8 準備書面(2) 9 第2準備書面 10 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 11 訴状 12 判決」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成26年2月20日付で行った一部開示決定のうち、原告の氏名及び住所(以下「本件申立部分」という。)を非開示とした決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。
- (2) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、本件申立部分は、裁判公開の原則により公開されている情報であり、秘匿されるべきものではないと主張している。

しかし、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1225号(以下「答申第1225号」という。)等で判断されているとおり、一定の要件の下に認められる訴訟記録

の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものとされており、条例に基づく情報公開制度とは、趣旨・目的を異にするものであって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開の手続において、直ちに一般に公にされるべきものではないと判断した。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立部分を開示するとの決定を求める。
- (2) 実施機関は、非開示の理由として「本号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした」と結論のみを述べ、「答申第1225号等で判断されている」と述べているのは単なる循環論法にすぎない。
- (3) 実施機関が一部開示理由説明書において答申第1225号を援用しているのは、以下の理由により失当である。
  - ア 先例・判例には射程距離があり、他の事例に援用するためには、当該事例にも適用できることを論証すべきである。
  - イ 答申第1225号の事例は信書である。通信の秘密の保護に関わる信書が条例の開示対象でないことは当然であるから、本件には援用できない。
  - ウ 答申第1225号において、「裁判の公開や一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであるが、条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開の手続に於いて、直ちに一般に公にされるべきものとは認められない」という飛躍した論理を展開した部分は、以下の理由により是正されるべきである。
    - (ア) 民事訴訟法上の裁判記録閲覧の制限は、当事者の私生活について重大な秘密や営業秘密の侵害を理由として閲覧制限の申し立てがあり、認められたときだけであり、情報公開との違いはない。
    - (イ) 裁判公開と情報公開に趣旨・目的の違いはなく、表現に違いはあっても両者に通底するのは「知る権利」である。
- (4) 本件は、過料処分という制裁的行政処分に関するもので、通常の行政処分とは異なる事例である。制裁的行政処分には、過料より軽い処分として氏名公表制度があるが、過料処分を受けた者の氏名及び住所を開示したからといって制裁処分を科す

ことと矛盾するものではない。

- (5) 本件の共同被告である他の自治体は判決文を開示している。本件処分は、情報公開に対する勘違いとしか考えようがない。

## 5 審査会の判断

### (1) 喫煙禁止地区に係る事務について

横浜市では、吸い殻等の投棄の禁止、屋外の公共の場所における喫煙の禁止等の必要な事項を定めることにより、清潔で安全な街をつくり、もって快適な都市環境を確保することを目的として、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成7年9月横浜市条例第46号）を制定している。同条例第9条では、「吸い殻等の散乱を防止し、清潔できれいな街をつくるのが特に必要と認められる地区を美化推進重点地区として指定することができる。」と規定している。同条例第11条の2では、「美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止地区として指定することができる。」と規定している。

また、平成20年1月21日からは喫煙禁止地区内で喫煙した違反者に対し、同条例第30条に基づき2,000円以下の過料に処することとしている。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、喫煙禁止地区で喫煙し過料に処された者から提起された訴訟に係る文書であって、原告が横浜地方裁判所に提出した訴状、準備書面、証拠説明書及び証拠資料、実施機関が同裁判所に提出した答弁書、準備書面、証拠説明書及び証拠資料並びに同裁判所が実施機関に送付した「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」並びに判決書である。本件申立文書には、訴訟における原告及び実施機関の主張、主張の根拠となる証拠資料の内容とその立証趣旨等が記載されている。

本件申立文書のうち実施機関は、原告の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影を条例第7条第2項第2号に該当するとして、弁護士印の印影を同項第4号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

これに対して申立人は、異議申立書及び意見書において本件申立部分である原告の氏名及び住所の開示を求めている。

### (3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該

情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件申立部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

ウ 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

申立人は、裁判公開と情報公開に趣旨・目的の違いはないこと、民事訴訟法上の裁判記録閲覧の制限は、当事者の私生活について重大な秘密や営業秘密の侵害を理由として閲覧制限の申し立てがあり、認められたときだけであり、情報公開制度との違いはないこと等を理由に、本件申立部分を開示するよう求めていることから、本号ただし書アに該当すると主張していると解される。

しかし、当審査会の先例答申等（答申第958号、第1074号及び第1225号並びに内閣府情報公開・個人情報保護審査会 平成23年度（行情）答申第172号参照）のとおり、裁判の公開や一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであるが、条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開の手續において、直ちに一般に公にされるべきものとは認められない。

したがって、本件申立部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、本号ただし書アに該当しない。また、当該情報は本号ただし書イ及びウにも該当しない。

その他、申立人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (4) 付言

実施機関では本件異議申立てを受けて、改めて本件申立文書を確認したところ、複数の行政文書の特定が漏れていたため追加で一部開示決定を行ったとのことであった。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重に行うよう望むものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当すると  
して非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日   | 審 査 の 経 過                |
|---|--------------------------|
| 平成26年4月1日   | ・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成26年4月17日<br>(第171回第三部会)<br>平成26年4月22日<br>(第253回第二部会)<br>平成26年4月24日<br>(第246回第一部会) | ・諮問の報告                   |
| 平成26年5月8日   | ・異議申立人から意見書を受理           |
| 平成26年5月9日<br>(第254回第二部会)  | ・審議                      |
| 平成26年5月23日<br>(第255回第二部会)   | ・審議                      |
| 平成26年6月27日<br>(第256回第二部会)   | ・審議                      |
| 平成26年7月10日<br>(第257回第二部会)   | ・審議                      |